

議 案 第 97 号

松戸市立新病院建設事業における設計・施工一括発注公募型プロ
ポーザル審査委員会条例の制定について

松戸市立新病院建設事業における設計・施工一括発注公募型プロポーザル審
査委員会条例を別紙のように定める。

平成25年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

松戸市立新病院建設事業に係る契約の相手方を選定するに当たり、病院事業
管理者の附属機関を設置するため。

松戸市立新病院建設事業における設計・施工一括発注公募型プロ
ポーザル審査委員会条例

(設置)

第1条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、松戸市立新病院建設事業における設計・施工一括発注公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、病院事業管理者（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、松戸市立新病院建設事業における設計・施工一括発注公募型プロポーザルに関し、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 募集要項、技術提案項目等について審査すること。
- (2) 参加者から提出された参加表明書等を審査及び評価し、提案候補者を選定すること。
- (3) 提案者から提出された技術提案書を審査及び評価し、最も優秀な提案者及び同者の次に優秀な提案者を特定すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めた事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 審査委員会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療従事者
- (2) 学識経験者
- (3) 本市の職員

2 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱し、又は任命した日から平成26年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 審査委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第8条 審査委員会は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の専門的知識を有する者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。